

道教組

2019年9月13日発行

DOKYOSO NEWS VOL.557

教職員とその家族を守る
全教自動車保険

5つの特徴

- ①無事故割引を引き継ぎます
- ②団体扱い割引を10%に拡大
- ③家族の車もまとめるとさらに割引
- ④退職者もメリット引き継ぎで安心
- ⑤申し込んだその日から安心

有限会社 川上企画

(道教組指定代理店)

札幌市中央区大通西12丁目4-78

TEL:0120-222-789 FAX:011-218-2472

ストップ! 1年単位の変形労働時間制

～長時間労働が今よりもっと深刻に～



一人ひとりが大切にされる教育を

公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための法案が、国会に提出されようとしています。この制度の導入は、長時間過密労働の解消につながるどころか、今よりもっと深刻な事態をひき起こすものです。

「1年単位の変形労働時間制」とは?

授業のある期間を「繁忙期」として所定の勤務時間を延長し、「閑散期」とされる長期休業中の勤務時間を短縮することによって、年間を平均すれば勤務時間が週40時間を超えないようにする制度です。文科省は、地方自治体の条例等によって導入しようとしています。



時間外勤務が隠されるだけでなく……

小学校教員に変形労働時間制が導入されると……
(2019年文科省勤務時間調査における小学校教員の平均的な勤務時間(あくは44.4時間))



導入されている職場のほうが、勤務時間が長い

所定の勤務時間と残業時間の比較 (月平均)	所定の勤務時間	残業時間	合計
通常の勤務時間制度	180.9時間	23.2時間	204.1時間
変形労働時間制	195.9時間	27.0時間	222.9時間

国立の大学附属校などでこの制度が導入されている例もありますが、長時間勤務の解消につながらず「うまくいっていない」という声が上がっています。上のように、変形労働時間制の職場のほうが勤務時間も残業時間も長いという報告もあります。

毎日ゆとりをもって笑顔で子どもの前に立てるように
やっぱ「せんせいふやそう」

時間外勤務をしている分の一部が所定の勤務時間に代わり、時間外勤務が減ったようにも見えます。でも、丸つけや翌日の授業の準備にとりかかる時間が今より遅くなり、通勤時刻ももっと遅くなってしまっているのではないのでしょうか。

実効ある対策は、これ!

- 「学活」「総合」等も含めた授業持ちコマ数の上限(小学校20コマ、中学校18コマ、高校15コマ)を設定し、それを可能にする教職員定数の抜本的改善を
- 小学校から高校までのすべての学年で少人数学級の実現を
- 「全国学テ」をはじめ、子どもを苦しめ、教職員を追い立てる「競争と管理」の教育政策の抜本的転換を
- 「時間外勤務は命じられない」とする原則を堅持した上で時間外勤務手当を支給するなど、「給特法」の改正を

長時間過密労働の解消は、教職員定数の大幅増で!
「1年単位の変形労働時間制」導入反対の署名にご協力ください

全日本教職員組合(全教)・教組共闘連絡会

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階
TEL(03)5211-0123 FAX(03)5211-0124
Email:zenkyo@educao.jp ホームページ:http://www.zenkyo.biz/

文科省が、10月4日開会予定の臨時国会に、地方自治体の条例等によって公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための法案を準備していると言われています。この制度は、時間外勤務の実態を覆い隠し、教職員の長時間過密労働の実態をいっそう深

①制度導入反対を求め署名にとりくみましょう

教職員の長時間過密労働解消は、「1年単位の変形労働時間制」ではなく、教職員定数の抜本的改善をこそ!

刻にしてしまうものです。教職員の長時間過密労働を解消するためには、少人数学級の実現や教職員定数の抜本的改善によって人を増やし、一人あたりの業務量を縮減することが不可欠です。教職員のいのちと健康を守り、ゆきとどいた教育をすすめる立場から、道教組は、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入しない

②勤務時間が1時間長くなり、より働きづらくなってしまおう

ことを求める請願署名にとりくんでいきます。「せんせいふやそう」ネット署名とともに、職場、地域で対話を広げましょう。

「1年単位の変形労働時間制」とは、1年間を「繁忙期」と「閑散期」とに分け、「繁忙期」の勤務時間を延長し、「閑散期」の勤務時間を短縮することによって、年間平均した週当たりの労働時間が40時間を超えないようにする制度です。現状の時間外勤務の実態を覆い隠すだけで、長時間過密労働の解消にはつながらないものです。最大の問題は、授業のある期間が「繁忙期」とされ、1日8時間を超える勤務が毎日のように強いられることです。日常の勤務時間が「1年単位の変形労働時間制」によって8時間45分となれば当然のことながら職員会議や官制研修の終了時間を1時間遅くすることも可能になります。今でも職員会議が終わり、やっと翌日の授業準備や報告書の作成などの業務をしている実態を踏まえれば、帰宅時間がますます遅くなります。また、現行の退勤時間で帰ろうとすれば、1時間の年休を取得しなければならなくなります。

女性教職員が多く、しかも世代交代によって若い教職員が増えている学校現場では育児や介護などを抱えている、自らの病気疾患で時間外勤務を極力控えなければ働き続けられない教職員も少なくありません。そうした教職員にとっては、より働きづらいものと

なっています。

③ 休みの日なのに働いていることが当たり前になる危険性も

すべての校種を通じて、休日に出勤して仕事をしている教職員の姿は珍しくありません。また、勤務時間の割り振り変更によって休日に振替えられていても、実際には勤務しているという実態もあります。

さらに長期休業中は、部活動や校内研修、初任者研修や10年次研修（中堅教諭等資質向上研修）、教員免許更新講習などが目白押しの上に、多くの地域や学校で長期休業期間の短縮が行われています。こうしたもとで形式的に長期休業中に休日を設定しても、実際には休日に勤務しているということにならざるを得ません。

1年単位の変形労働時間制は、課業期間中の勤務時間が延長されるだけで現在の長時間過密労働に拍車をかける危険性を内在しています。

④ 労使協定の締結なしでの実施は、労働者保護の観点からも問題

「1年単位の変形労働時間制」は、労働基準法によっても厳しい制限がかけられ、労使協定の締結なしには実施できないとされている制度です。

この制度は、地公法によって、公立学校の教職員を含む地方公務員は適用除外となっています。10月の臨時国会に提出しようとしている法案は、その制度を、労使協定の締結なしに、地方自治体の条例等によって実施できるようにするためのものです。

これほど問題のある制度を、労使協定の締結によらずに実施させようとしていることは、労働者保護の観点から見て、あってはならないことです。

厚生労働省の示す「1年単位の変形労働時間制」の運用に当たってのガイドラインについては、「週の労働時間をあらかじめ定めておくことが困難な業務」は「変形労働時間制を適用する余地はない」としています。

教育現場はあらかじめ業務を想定してもその通りにすまないので現実です。なぜなら、子どもたちは日々成長し、時には様々な問題を起こすこともある、まさに生きた子どもたちに対する教育活動を行っているからです。保護者との対応を含め、学校や教職員個人のペースを軸とした教育活動をすすめることには自ずと限界があります。

このことから、教職員の仕事は、「1年単位の変形労働時間制」適用の予知がないことは明白です。

⑤ 1年単位の変形労働時間制を持ち込もうとするわらいは？

柴山文科大臣（当時）も「変形労働時間制を導入することで、教師の業務や勤務が縮減するわけではない」（2019年1月7日「日本教育新聞」と認めています。それでも制度を導入しようとするのは、超過勤務を覆い隠して見えないようにして、現状の違法な超過勤務を少しでも合法化することで、教職員の定数改善についての議論を避けたいという意図があるのではないかと感じられます。

平日の勤務時間が1時間長くなれば、

当然のことながら名目上の時間外勤務は減少します。一日の拘束時間を増やす一方で、時間外勤務があたかも減っているかのように描き出せます。そして、長期休業期間に「一定の休日」が設定されていると装うことで、名目上の辻褃合わせを図ることができます。

⑥ 長時間過密労働の解決に向けた、私たちが求める方策

全教は2017年に「教職員の長時間過密労働の抜本的な解決を求める全教の提言」を発表して、深刻な長時間過密労働の解決の基本要求を示し、とりくみをすすめてきました。基本要求の主なものは以下の通りです。

- ① 教職員の定数改善を抜本的に行い、以下の2点を実現すること。
 - ① 少人数学級を小学校から高校まで実現すること。
 - ② 教員一人の持ち授業時間数に上限を設定し、子どもたちの教育に必要不可欠な授業準備や研修の時間を確保すること。
- * 全教は文科省に「当面の上限を小学校20時間、中学校18時間とする」と「」を求めています。
- ② 授業準備にかかる時間を、勤務時間内に保障すること。
- ③ 過度な競争主義、管理と統制の教育政策を抜本的に転換すること。
- ④ 給特法の名称を「教育職員の労働時間の適正な管理と給与等に関する法律」に改め、改正すること。
- ⑤ 任命権者と職務監督権者、管理職は労基法や労安法にもつき、学校現場の実情に応じた環境整備を行い、教職員のいのちと健康を守るため責任ある役割を果たすこと。

文科省は、職場・教職員の要求にこたえて、教職員定数増、少人数学級の実現など、抜本的な改善策こそ行うべきです。にもかかわらず、文科省は給特法の「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」という規定を口実に時間外手当を支払うこともなく、同時に時間外手当を支給しない根拠の一つである「原則として時間外勤務は命じられない」との規定を無視し続けてきました。文科省そのものの存在意味すら問われています。

⑦ 「1年単位の変形労働時間制」ではなく、「せんせいふやそう」

1月25日の中教審答申に、「1年単位の変形労働時間制」の導入が盛り込まれたことに対し、「教職員の長時間勤務を看過できないとした文科省の着地点が1年単位の変形労働時間制なのか」という怒りの声がありました。

「せんせいふやそう」署名は、8月末で23111筆となり、今後も5万筆を目標に署名を継続します。「私も、一言」欄には、数々の悲痛な叫びが寄せられています。

職場や地域で、「1年単位の変形労働時間制」ではなく「せんせいふやそう」の声を広げましょう。公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める請願署名と「せんせいふやそう」署名を大きく広げましょう。



ネット署名に change.org ご賛同を!